

シンポジウム『女性と年金』 ～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～

日時：平成 27 年 11 月 26 日 (木) 14:00～17:00
会場：東海大学校友会館

【第 2 部】 パネルディスカッション

- パネリスト 永瀬 伸子 氏 (お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授・
日本年金学会幹事)
- 倉田 賀世 氏 (熊本大学法学部准教授)
- 丸山 桂 氏 (成蹊大学経済学部教授)
- 稲垣 誠一 氏 (株式会社シーエーシー 社会保障ビジネス本部
専門顧問/東京工業大学客員教授・日本年金学
会会計監事)
- 小野 正昭 氏 (みずほ年金研究所研究理事・日本年金学会幹事)
- モデレーター 牛丸 聡 氏 (早稲田大学政治経済学術院教授・日本年金学会
幹事)



(牛丸) これより第 2 部パネルディスカッションを始めます。パネルディスカッションには、第 1 部でご報告いただいた方々に引き続きパネリストとしてご参加いただきます。

それでは、早速論点を絞ってご発言を頂こうと思っています。本日のシンポジウムの題は「女性と年金」ですが、その副題に「女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて」とあります。そういうことで、女性の活躍、特に社会に貢献するということが女性が働くということ、それから出産育児と年金との関係が中心となると思いますので、この二つを論点と考えています。それから、もう一つ論点がありますが、私が用意しました三つの論点を順次提示して、それに対するご意見、コメントを頂きたいと思っています。

まず第一の論点は、副題の前半部分「女性活躍」についてです。何人かの方々からご報告がありましたように、第 3 号被保険者問題を含めまして、現在の公的年金制度が、女性が働く上でさまざまな問題をもたらしているということもあります。女性

が必ずしも就業調整しなくても働きやすい社会となるには年金制度はどうあるべきかということに関して、ご意見、コメントがあればお伺いしたいと思いますので、先生方、どうぞよろしく願いいたします。

最初に、この問題を指摘され、試案ということで一つの在り方を提案された永瀬先生、このことについてご発言をお願いします。

1. 女性が働きやすい社会となるには年金制度はどうあるべきか

(永瀬) 私は今の第3号被保険者の一番の問題は就業調整だと思っています。つまり、結果的に主婦の老後に年金が拡充するのはいいことなのですが、現役時代に就業調整してしまう仕組みが一番問題です。そして、日本の年金制度はもともとは正社員に対してつくられてきましたので、例えば現在でも労働時間が毎月変動するような労働者にはあまり対応していません。4-6月の労働時間の報酬の平均から1年間の報酬が決定されるような形ですから、基本的には正社員対応になっています。そして、日本の労働法も基本的には正社員対応でもともと発達してきたのが非正社員に少し拡大してきたのです。ですから、非正社員と正社員の間を埋めることが何よりも重要で、非正社員の低年収化を定着させてしまうような第3号の在り方に反対しています。女性保護や専業主婦保護に反対しているのではなく、正規と非正規に分けてしまうような現在の制度の在り方に反対しているのです。

どうして試案でベンド方式を挙げたかといいますと、日本は基礎年金は今6万5000円ぐらいです。今般、厚生労働省から、500人以上の従業員数の企業に勤めるパートの人に対して年金の拡大がありました。月収8.8万円以上となっています。つまり、6.5万円より少し高いところでなければ厚生年金に入れられないという形にしているのは、5万円の人6.5万円もらえるのはおかしいからなんです。8.8万円の人までを厚生年金に加入できるようにして、そうでない人はまだ入れられないことになっています。基礎年金の6.5万円という定額があることによって、低年収の人は厚生年金に入れられない整理に日本ではなっています。

しかしアメリカやフランスなど、多くの国では、低年収の人への配慮はあるけれども、年金額が定額ではないことから、わずかな収入に対しても社会保険を課すような形になっているわけです。その代わりに、低年収の人への給付は相対的に高い形になっています。こういう形、たとえばベンド方式を検討すれば、就業調整をもしかしたら解消できるかなと思って、一つ試案として考えた次第です。

制度の選択肢はほかにもあるかもしれませんが、とにかく多くいる優秀な労働力が就業調整してしまうような制度をなくす。でも同時に、政府は、例えば5年先にはこういうふうにして非正規の人の賃金を上げ、正社員との格差を縮めるという明確な方針を示して、正規と非正規の格差を具体的に縮小する目標を示すことも必要です。今は正社員と非正社員では賃金制度も賃金表も別ですし、ボーナスも別、退職金も別で、当たり前のように正規と非正規に大きな格差があります。政府は明確な目標を示して、格差を縮小するとともに、こうした正規と非正規の格差を支えるような

役割をしてしまっている年金制度については、格差をなくす連続性のある形に大きく変える必要があるというのが私の考えです。

(牛丸) ありがとうございます。働く意欲があって、働きたいという気持ちを持っていながら、そういう方々が就業調整してしまう制度は問題だと思うのですが、先ほど小野さんのお話の中でデータを用いてご説明がありましたが、130万円というのは実際にはあまり壁になっていない、あるいは103万円という税金の方が心理的な壁というお話がありましたので、その辺のことをもう少しお話しただけだと思います。

(小野) 自分が調べたものではないので誠に恐縮なのですが、データの的にはそうなっているということです。永瀬先生は、どちらかというご本人の裁量の中で働き方を選ぶような仕組みが存在していることに問題があるというご指摘で、それはそのとおりかと思えます。私が最後に少しご提案申し上げた部分は、むしろ事業主側の雇用の行動についても考える必要があるのではないかとということです。

確か被用者年金の適用拡大の議論が何回か政府でも行われましたが、そこで一部の業界の方がおっしゃっていたことは、私たちは私たちの会社で働く3号被保険者の意見に背中を押された形でこういった拡大に反対しているということです。私は本当にそうかなと思います。もしそうであれば、事業主側の保険料を支払った賃金に応じて拠出する方式にすれば、基本的には社会保険に対しては雇用に中立だということになります。

その結果として、事業主はどうするのかということですが、短い労働時間でたくさんの人を抱えるよりも、長く働いていただく方が望ましいという方向に動くかもしれません。それが結果として3号被保険者的な人たちが自然に少なくなっていくという方向にもなるのではないかと考えました。やはり問題は、週30時間の壁をどうやって突き崩すかで、その現実的な選択肢として、一方だけに影響のあるような施策を打った方がより成果が出るのではないかとという趣旨でお話を申し上げた次第です。

(牛丸) ありがとうございます。その他の先生方、いかがでしょうか。

(稲垣) 私は離別・未婚女性の貧困率の問題を取り上げました。年金額は賃金が低いために低くなるのですが、未婚・離別女性との直接的な関係はありません。ただ、専業主婦の就業調整を通じて、女性は低賃金で働くものだということが一般的になってきて、その結果として未婚女性や離別女性の賃金が低い。その結果として年金額が低い。従って貧困になるという形になっていると思うのです。ですから、第3号被保険者制度のような就業調整をせざるを得ないような仕組みは見直した方がいいのではないかと考えています。

(牛丸) ありがとうございます。丸山先生、倉田先生、いかがですか。ご意見あり

ますか。

(丸山) 今までお話しされていた先生と同様に、就業調整がない仕組みをつくる。各国の被用者年金は非常にアクセスしやすい制度になっていて、加入や収入の要件が低くなっています。また、最低の加入年数も日本に比べると非常に低く、自身で年金権をつくることに非常にアクセスしやすいことを考えると、今後いろいろな就業形態や多様なライフサイクルを送る方が出てくると思いますが、出産育児に限らず、そうした人たちに中立的な制度をつくる上でも適用拡大は一つの選択肢となり得るのではないかと思います。

(倉田) 今まで先生方は賛成という方向性で、私も個人的にはそういう方向がいいと思うのですが、一つだけ気掛かりな点があります。そういう形を変えていくことは、今のわが国の年金保険制度は、基本的に、無業の方、専業主婦が入っているのもそういうことだと思いますが、従前に所得がない人も対象に老後の基礎保障をすることを大前提として制度設計がされています。それをまず働くことを前提とした従前所得保障に全体的に変えていくことは、年金そのものの根本的な仕組み、考え方を変える大変革になります。その点をどうするかが若干気掛かりな点です。

(牛丸) ありがとうございます。いろいろご意見がありました。第3号被保険者問題を正面から取り上げて議論するとなると、いろいろな角度から、いろいろな視点から論じなければならぬので、とてもこの短い時間では無理だと思います。今は就業との関係だけで少し議論させていただきましたが、第3号被保険者制度の創設は、先ほど先生方からお話がありましたように、それなりの意図を持って始まったわけです。

経済学をやっている者としては、制度というものは少なくとも中立的でなければいけないと思います。それがあってはならないと、人々の意思決定にある種の方向性を与えるようなことがあってはいけませんと経済学では言っています。そういう点で見ると、小野さんのデータではきれいにできていなくて、実際にもう1回調べなければなりません。この制度があることによって本当に女性の就業調整が起こっているとすれば、それは中立性において問題ではないかと思えます。ただ、そこだけをもって第3号被保険者の在り方、第3号被保険者制度を論ずることはできませんが、第一の論点として、女性が社会で活躍する、働くということから考えると、働く意欲を持っている女性が十分働けるのであれば、就業調整をさせるような制度は好ましくないというのが私の意見です。ただ、何度も申し上げますが、それだけでもって第3号被保険者制度を論じてはいけません。

第二の論点は、副題の後半にある「出産育児配慮の在り方」です。出生率が非常に下がっていて、それが問題とされています。ただ、確かに出生率が低いことがいろいろな問題をもたらしていることがあります。そのいろいろな問題を解消するために出生率を高めるということではなく、子どもを生み、育てたいという希望を持って

いる方々が、それを行える社会が望ましいわけです。そのときに、出産育児をすることに何らかの形で配慮できる年金制度とはどういうものなのか。これについても先ほど幾つかご紹介がありました。

ただ、これもお話がありましたように、今日では出産育児だけではなく、もう一つ大きなテーマである介護という問題があります。ですから、出産育児、介護を行っている者に、年金制度としてはどう対応すべきなのか、それらのことはどこまで配慮すべきなのか、配慮する必要がないのか、あるいは配慮するとすればどういうふうにしたらいいのか、この辺についてご意見があればお話ししたいと思っています。

先ほど丸山先生に海外の諸外国の事例をご紹介いただきましたので、それを踏まえて、もう一度外国のことをご紹介いただいた上で、日本のことについて少しお話しただければと思います。

2. 出産育児、介護に年金制度どう対応すべきか

(丸山) 日本に限らず、諸外国でも、出産、あるいは小さな子どもがいる間は労働時間が短かったり、一時的に就業を中断したりすることはありますが、老後になってから年金額が低いという形でペナルティーが来ることに對して配慮する国が多くなっています。いくつかのパターンとしては、国民皆年金ではない国などは、育児をしている期間は年金に加入していたものとみなすということで、例えばドイツでは、子どもを2人育てれば年金を受給するための最低の権利は得ることができる加入期間が確保できます。あるいは、年金制度に加入していたものとみなして一定の額を計算するような方式があります。また、カナダのように、不利な期間は老後の計算式から除外するなど、さまざまな方式がありますが、そうした一定の配慮はしているのが特徴だと思っています。

また、全くそうした配慮がない国であっても、税方式で老後の所得保障を行ったり、低所得者向けの所得審査は付いているけれども、そうした年金制度を付けることで間接的に不利益になった期間を配慮するといったやり方があるのではないかと思います。

(牛丸) ありがとうございます。他の先生方、いかがでしょうか。

(倉田) 私も基本的には育児や介護を考慮することは個人的にも大賛成なのですが、どうしても一言申し上げたいことがあります。今まで老齡リスクを対象としてきた年金保険の中で、私的事由として考えられてきた育児や介護、老齡リスクと比べると、なる人やならない人が生じ得るリスクを入れる以上は、みんなが納得して「それいいね」と言えるような形でないと、不公平や公平だという話にもなり、問題が出てきます。

政策的にそれを無理やりやってしまうのは一つの方法ではあるのですが、ドイツの場合、政策的に入れる前提として、連邦憲法裁判所においてそういう形で考慮しな

いことは平等原則違反だという司法判断があって、規範原理的に考慮しないことが違憲だというプロセスを経て政策的にそういうものが導入されたという経緯があります。そういう形で、政策判断だけではなく、根底となる原理との関係で正当化できれば、より皆さんが納得する形でそういう方向性に進むことができるのではないかと個人的には考えています。

(牛丸) ありがとうございます。他はいかがでしょう。

(永瀬) 私は労働の立場から申し上げます。昔は学卒後の女性の8割が正社員だったのですが今はそれが6割ぐらいに落ちてきています。そして結婚で大体4割ぐらいがお辞めになって、非正規に移ったりします。辞める方は減ってきていますが、その残った正社員の中のまた4割ぐらいが出産でお辞めになります。結果的には、第1子出産後子が1歳のときを調べると、1980年の頃から2000年代まで7割が無職になっていました。今はそれが少し下がって6割が無職になっています。そのような状況ですから、非正規で働いていた方は出産によって無職になる方の割合が一層に高いのです。

厚生年金の中で育児期間の保険料の免除などいろいろと考慮されていますが、非正規雇用者には育児休業給付もなければ、社会保険上の免除もありません。しかし、そういう層が拡大しているということがありますので、夫が1号なのか2号なのかにかかわらず出産後の女性に配慮することは、日本における雇用の変化と出産配慮に対応する大事な安全ネットなのではないかと考えています。

(牛丸) 私の方から、先ほどの倉田先生にご質問です。ドイツの場合に憲法裁判所の判断がなければ、国民としてはなかなか合意し難かったということなのでしょうか。

(倉田) ドイツの場合も、ご存じのとおり日本と同じように少子化が進行していて、少子化対策が非常に重要なポイントになっていきますし、労働人口の減少も同じように重要な課題になっていきますので、仮にそういう規範的な判断がなくても、政策課題としては非常に重要だったとは思いますが。ただ、導入後、分かっているのだけれども、どうしても子育てをしている人、ケアをしている人だけが優遇されて、そうではないシングルの方も増えてきていますので、自分たちにそういうメリットがないのは納得できないという方が議論として生ずることはあったのではないかと思います。

(牛丸) ありがとうございます。財政学が私の専門ですが、財政学的に考えますと、国民は税金なり社会保険料を徴収されて、それを財源としていろいろなサービスを受けられるということです。当然、公的なものですので、公的なもので対応しなければいけないということです。今お話があったような出産育児・介護は私的なものなの

か、それとも公的なものなのか。極めて私的なものであるならば、何も公的なプロセスを通してお金を取って、それを回す必要はないわけです。

ただ、今日の社会において、それらのものが果たして純粋に私的なものかというところ、決してそうではなくて、かなり公的なものに近くなってくると思います。つまり、同じ社会に生きる者として、子どもを産み、子どもを育て、また、お年寄りを介護していく人たちをお互いに助け合っていくという共通した意識が出てくれば、それが年金制度か、あるいはその他の制度か分かりませんが、そこで合意されると思うのです。確かに今のお話にありましたように、国民の中には、シングルを含めて、子どもがいない人の中には「なぜ自分がそのためにお金を取られるのか」という気持ちを持つ方がいるかもしれません。そこは政策をやる者として、また、われわれ研究者もそうですが、その辺のことを言っていかなければいけないと思います。

そういうことで、ドイツの場合には、さらにそこに年金があるという憲法上の判断があったと思います。日本でももう少しこの問題を深めていった場合に、私は大丈夫だと思いますが、いろいろな反対意見も少しは出てくるのではないかとという若干の懸念もあります。この件に関して、他の先生方、何かご意見があればどうぞ。

(稲垣) 育児・介護については、育児政策や介護政策の方で本来やるべきだとは思いますが、育児・介護の問題は非常に深刻で、わが国でも育児・介護のために就業を中断する方が非常に多いわけです。従って、育児政策や介護政策を支援する観点から、年金制度でも積極的に評価することによって支援した方がいいのではないかと考えています。

(牛丸) ありがとうございます。ただ、難しいのは、先ほど倉田先生がおっしゃったように、本来、年金制度というのは高齢のリスクに対応するものです。また、出産・育児・介護も重要なある種の公的なものですから、何らかのシステムを通して対応するのはいいのです。ただ、介護は少し近いですが、出産・育児はそれとは違うものですから、それを年金制度の中にどこまで入れ込むかということに難しさがあると思っています。ただ、何らかの形で保険料の免除や軽減があってもいいと思いますが、どういうふうに結び付けていくかということに少し工夫が必要ではないかと思っています。永瀬先生、お願いします。

(永瀬) 海外でも昔は配偶者の配慮があったのですが、「妻でも働けるよね」というふうに変ってきたのですね。妻だから働けないというのではなくて、妻でも十分働けると。でも、幼い子どもがいる場合は、働かない選択をすることも保障すべきではないか。それから、働けないこともあるだろうねということから、どちらかというところ配偶者への配慮から子育て期への配慮と年金制度が変わってきたということがあり、私としては思っています。

介護については、イギリスではフルタイムの介護の場合に社会保険料免除を認めるのですが、少しばかりの介護でも認める例があるかどうかは丸山先生に伺いたい

のですが、私の知る限りではあまりないです。そして、私自身が思っているのは、これから4割が65歳以上になる社会がきますが、65歳や70歳は結構元気です。ところが、その層の介護保険料はこれからどんどん上がっていくと考えられます。この層が、自分の家族だけではなくてもボランティア的に介護に従事した場合に、その分介護保険料が下がるというようなことも含めて工夫していかないと、日本のこれからの高齢化社会はどうにもならなくなっていくのではないかと考えたりします。

(牛丸) ありがとうございます。それでは今の話は以上とさせていただきます。

第三の論点として、先ほど稲垣さんの報告の中でありましたように、将来の高齢者の姿ということで、離別、死別、あるいは結婚しないということで、独り身の高齢者、とりわけ女性が増えてくるということを示してくださいました。加えて、そういう方々の場合には経済的に年金も低いということで、貧困になる可能性が高いというご指摘がありました。割合としては女性が多いですが、決して女性だけではなく、独り身の男性のあまり豊かでない低所得者、低年金者が今後増えてくる可能性があるわけです。

そういうことに対して現在の年金制度をどうしていったらいいのか。現在の年金制度の中でそれに対応できるのか。あるいは対応できないとするならば、年金制度以外に対応すべきやり方があるのかどうか。この辺についてご意見があればお伺いしたいのですが、どなたかいかがでしょうか。稲垣さん、お願いします。

3. 将来の高齢者に年金制度はどのように対応すべきか

(稲垣) 私の方で指摘させていただいたのですが、要するに、低年金の問題というのは、例えばこれから短時間労働者などに対して厚生年金の適用拡大をしていったとしても、今の年金制度自体が社会保険方式、すなわち、払った保険料に応じて年金を受け取る仕組みである以上、現行制度の枠組みを維持する限りにおいては、解決が難しい問題と思っています。男女の雇用格差を将来向かって改善するのも容易ではないとは思いますが、仮に改善できたとしても、そういった方々、特に女性は低年金が約束されている方が多いわけですから、大きな効果は望めません。

ですから、今の社会保険方式の基礎年金ではこういった人に対する措置は限界があると思うのです。従って、基本的には生活保護で対応するか、あるいは一般の高齢者向けの生活保護とは別の仕組みをつくるという方法を採用するしかないように思うのです。そのために、税方式の基礎年金への移行という改革案が出ていますし、私も税方式の基礎年金に変えた方がいいと思います。ただ、今の社会保険方式から税方式に40年もかけて移行するやり方ですと、低年金が約束されている方には間に合わないという厚生年金の適用拡大と同じ問題がありますので、速やかに社会保険方式の基礎年金を税方式の基礎年金に切り替えることが重要ではないかと思っています。

具体的には、1年ぐらい前に日経新聞の「経済教室」に書きましたが、今の基礎年金制度を清算して新しい税方式の基礎年金を導入するのがいいのではないかと思っ

ています。清算とは、これまでに払った保険料をお返しして、制度をやめるということです。多くの人が、払った保険料以上の給付をもらっていることが厚労省の数字でも分かっていますので、仮に払った保険料から給付額を控除した額をお返ししても、それほど大きな額にはなりません。それで、いったん今の社会保険方式の基礎年金制度を廃止して、税方式の基礎年金を同時に導入するのがいいのではないかと考えています。

ただ、将来的には 65 歳以上の高齢者が 4 割にもなりますので、65 歳から税方式の基礎年金を全員に払ったら国家財政が持ちませんので、75 歳から税方式の基礎年金を導入するのがいいのではないかと考えています。これまで払った保険料、言い換えるとお返しする保険料を原資として 65 歳から 75 歳までの間のつなぎ年金を支給する仕組みとすれば、この間の所得保障に支障はなく、不公平もない現実的な仕組みではないかと考えています。

(牛丸) ありがとうございます。税方式による、社会保険方式ではないということですが、これに関して、小野さん。

(小野) 事前の打ち合わせで、今日の改革案は基本的にはフィージビリティは問わずに考えましようとなっていますので、私は稲垣先生の案にはノーコメントと申し上げたいと思うのです。

先ほどの育児や介護の問題もそうなのですが、公的年金は社会保険制度でやっています。確かにお金はそのときの掛け金とそのときの給付に回るということで、ほぼ賦課方式に近いのですが、そういった意味合いとともに、お金を拠出することによって将来の経済規模というパイに対する請求権を確保する意味があるということだと理解しています。ですから、お金を出して請求権を確保することに関して言うと、お金を出さないことに対して一定のみなしを与えることについては政策判断の世界なのだろうと考えています。

政策判断ということになると、公的年金はご承知のとおり割とカツカツのところでやっているのですが、公的年金で何でもできるわけではないわけです。そこは一つ広げて社会保障という世界になるのかもしれないし、労働政策になるのかもしれない。あるいは税制ということで、最近は税制調査会でも再分配機能の強化が主たるテーマとなっていますので、そういったところも考えて対処すべき問題ではないかということ、これが 1 点です。

それから、2004 年の年金改正のことを考えないといけないのではないかとということが一つです。保険料水準固定方式を採用していますので、今のところ保険料という収入のバジェットが変わることはないということをお前提にしないといけないわけです。そうすると、この中でどういう人にどれぐらいの給付をするかというのは受給者間の分配の問題になるわけです。給付がこういうふうにあるべきだという問題から保険料を計算して、その保険料を徴収するわけではなくて、あらかじめバジェットが決まっているという中で、分配の話になりますので、これは他の先生方がおっしゃ

ったとおり社会的なコンセンサスを得た上で制度的に措置することになるのではないかと思います。貧困者についても同じだと思います。

(牛丸) ありがとうございます。少なくともこれまで社会保険方式でやってきたわけです。そこに税方式を取り入れるという話ですが、法の観点からこれをどう考えたらいいでしょうか。何かご意見ありますか。社会保険というものが全く変わると思うのです。保険料を出して、それに対して給付を受けるという考え方と税。ただ、そこにもバリエーションがありますので、税も広い意味の保険的な捉え方ができなくもないところもありますが、根本的には違う論理です。意見がなければよろしいのですけれども。この問題も財源をどうするかというのは極めて難しい問題なので。この件に関して他の方々から何かご意見があれば。

(丸山) 先ほどから出産育児の配慮が広がっている話をしましたが、その一方で、諸外国は共通して年金制度が高齢化にどう対処していったらいいか、それから貧困問題にどう対処するかが共通の課題となっています。育児の配慮が拡大していく一方で、老齢年金を受給するために必要な拠出期間の延長や、年金の支給開始年齢を引き上げるという方法で高齢化に対応する改革が行われています。また、倉田先生の方がお詳しいと思いますが、ドイツも僅少労働(ミニジョブ)の人たちにも保険料を賦課するという動きで、できるだけ年金に長く入ってもらって老後の所得保障に備えましょう、それでも老後低所得になってしまった場合にはスウェーデンのように最低保障年金が手を差し伸べてくれるという制度設計が変わってきています。

先ほどから出ている非正規の人たちにも適用拡大して、貧困問題の企業の事業主負担というところで、なるべく拠出逃れができないような仕組みをうまくつくっていくのも重要ではないかと思いました。

(永瀬) 私も税方式か社会保険かということは難しいので置かせていただきます。現行制度ですがパートの方だと、例えば今だと乗率約5%強ですので、報酬比例部分は10年加入して10%強、20年加入して20%強です。つまり月収10万円の方が20年間加入して2万円強の報酬比例部分の年金を得るということで、非常に低いです。パートの方は一生10万円で働くわけではないかもしれませんが。ですので先ほど丸山先生がおっしゃったように、例えば20年の中の年収の低い5年間については、年金加入期間には入れるけれども、報酬比例年金の給付計算から除くことができるとすると、女性の場合は子どもの年齢の上昇に従って労働時間や働き方も結構変わっていきますので、そういう人たちが頑張って働くというインセンティブになると思います。

日本の女性で厚生年金20年加入は結構長い方なのです。それなのに月給の20%しか来ないという計算式ですので、その部分をもう少し変えるということもあるのではないかと考えています。また貧困者に対しては税金からの補足的な年金を出すというように、大きく全体を変えていくとすれば必要になっていくのではないかと

と思います。

(牛丸) ありがとうございます。いずれにせよ、先ほどお話がありましたように、将来においては独り身の低所得者、低年金者が増大するということなので、年金制度の中であれ、それ以外であれ、とにかく何らかの対応をしていかなければならないということは確実だと思います。

一応、予定しました三つの論点を示しましたが、先ほどのお話を聞いていて、特に一つ重要な指摘がされたと思うのは、倉田先生のお話の中で、世帯単位と個人単位というお話がありました。今の議論においても、結局、社会を構成する皆さんが合意をしなければいけないということ、それから社会保険という概念も出てきました。また、先ほどの小野先生の報告の中で、共稼ぎと専業主婦の形態がだんだん変わってきたということ、つまり、社会に占める割合がどちらが多いかという中で一つの合意が形成されてくると思うのです。

現在の第3号被保険者制度というのは、言ってみれば3号と位置付けられている人たちの財源を2号全体が負担していて、そこで一種の保険が行われているということです。ですから、配偶者が3号の2号もいれば、共稼ぎの2号もいれば、シングルの2号もいますが、その2号が「こういうやり方でいいよ」ということで合意してできているならば、それは一つの制度として存在するわけです。

ところが、先ほど指摘されたように、割合がだんだん変わってきたということで、それを支持する人もいますが、そうでない方もいます。そこで、社会を支える理念、社会制度や税金や社会保障というものがよって立つべき単位がだんだん変わってきたのかなという気がするのです。この辺について、先ほどご説明がありました倉田先生、単位ということで何か新たにお話があれば頂きたいのですが、いかがでしょうか。

(倉田) 単位ということで申し上げると、先ほど申し上げた以上のものはないのですが、やはり世帯の利益、それから、従来の考え方からすると、世帯で社会保険制度を考えていくこと自体は、これまでずっと続けてきたものですから、それをガラポンで完全にいきなり個人単位化することについては、当然、不利益を被る方もいらっしゃるわけで、法律学としては一応合理性があるとは言いようがない。

もし変えるとするならば、一定の不利益緩和措置を取りつつ、緩やかに個人単位化をしていく。そして同時に、先ほどからご指摘があるとおり、これは社会保障だけで解決できる問題ではありませんので、雇用の問題、税制等、別の政策とも連動させつつ変えていくしかないのではないかと考えています。

(牛丸) ありがとうございます。重要な指摘がなされたと思います。単位ということで一つ見ましたが、それだけでなく、とにかく社会がだんだん変わってきた中で、主流というか、支えている考え方が変わってきたので、右から左にすぐに変えようかといっても、なかなかそれが難しい。従来のやり方に立つ人たち、また、新しい考え

方に立つ人たちがいるわけですが、結局、制度というのはそういう人たちの合意の下で形成されるわけですので、第3号被保険者制度を含めて、それらも、ある時期に「よし」という合意の下でつくられたわけですが、だんだんそれを取り巻く状況が変わってきた。その中で問題も出てきた。しかしながら、さらに持続的にそういうものに依存している部分もあるわけですから、簡単に変えることは無理だと思うのです。幾つか指摘されたように問題点もあるわけですから、それを解消しながらも、社会が合意できるようなやり方に変えていくことが必要だと思います。

ただ、ここで何か一つ結論を出すことはなかなか難しいので、今日来てくださった方々もこういう問題についてそれぞれが考えていただきたいのですが、その際に今日お話しくださった先生方の論点や意見が非常に参考になると思います。私もこうだということは申し上げられないのですが、いろいろ勉強させていただきました。以上が先ほどご発言いただいた先生方の新たな発言および議論です。

会場の皆さまからの質問ということで若干時間を残しましたので、ご意見、ご質問、コメント等ありましたら、挙手をしていただければマイクが行きます。個別に何々先生でも、全体に対してでもいいですが、ぜひこの機会にご発言いただければありがたいです。

質疑応答

(福山) 年金シニアプラン総合研究機構の福山と申します。今日は年金について以前からずっと議論されている課題があり、さまざまな角度から興味深いご意見を聞けることに感謝申し上げます。

今日は「女性と年金」ということで、副題の後段の方の特に少子化ということに関して、改革案はフィージビリティを問わないということがあったので、私もこの機会に考えている改革案を申し上げます。

年金というのは、老後の生活がそれだけ安定するということです。年金がない時代は子どもに老後の面倒を見てもらうという時代から、年金が充実されると、その意味では子どもを持つ意味合いが薄れると思います。そういう意味で、年金というものが少子化を促進する一つの要因になっている、少子化が進んできている原因者の一つが年金ではないかということです。

それから、少子化対策が非常に必要だと言われています。年金は賦課方式で行われていますので、少子化対策が進むということは賦課方式を取っている年金制度にとっても非常にありがたいことです。そういう意味では、少子化対策が促進されることは、賦課方式の年金は原因者でもあり、受益者でもあることになり、これは公用負担の二つの大きな場合です。であれば、年金がもっと積極的に少子化対策に関わらなければいけない。しかし、今、日本の制度でやっているのはせいぜい育児休業、あるいは産前産後休業の場合ではないかと思います。

私どもは以前子ども基礎年金をつくるという提案をしたことがあります。子ども手当を社会保険方式で行うということです。老齢、障害、遺族の三つの年金の支給に

加えて、第4の年金です。財源がないから、老齢年金の支給開始年齢を上げて財源をひねり出して、そういうことをやったらいいのではないかということで、シニアプランのホームページに報告書も出しています。

ということで、年金制度として少子化対策をもっと積極的に関与していくべきではないかという考え方について、永瀬先生には以前に報告書をご覧いただいたこともありまして、そのときにどのように思っていたかということ伺いたいと思います。あるいはそれ以外の方にもそういう考え方についてどういうふうに思われるか。

(牛丸) ありがとうございます。いかがでしょうか。永瀬先生、お名前が出ましたので。

(永瀬) いろいろ異論はあると思いますが、私は基本的に賛成です。学生が社会保険料を払っていても、何しろ65歳になって初めて給付が来るという話なのです。あまりに遠い。介護保険もそうです。若い人が年金加入するためには、若い人が加入したらいいこともあるのかなとある程度の目に見えることが大事ではないかと思うのです。

例えばイギリスでは、ナショナルインシュランスという形で失業保険や年金が全部一緒になっていますので、若い人でも加入すれば失業、子育てなどのリスクに給付が来る。日本の年金の場合は本当に老後になるまで、障害年金という例外があるとはいえ、ほとんど何も給付はないのです。そういう意味から、若い人が連帯感を感じる意味では基本的にはいい考えだと思います。法学の方からいろいろと反対もあるかもしれませんが。

(倉田) 反論はとんでもないです。先ほど申し上げたドイツの連邦憲法裁判所の判決はまさにそのことを判決として言ったものです。つまり、子育て世代は賦課方式の財源方式を取る社会保険制度においては、次世代の保険料を払う、子どもを育てるという負担と、現在自分が保険料を払う負担という意味で、子育てをしない人に比べて制度に対して一時期に二重の負担を負っている。それは子どもを持つ家族に対する不公平な扱い、不平等な扱いだということで、それを是正する意味で子育てについて保険料を考慮しましょうというのがドイツの考え方なのです。ですから、おっしゃるとおりで、わが国でもぜひそれはやっていただきたいと思います。

(牛丸) ありがとうございます。他の方でご意見があれば。

(稲垣) 私も基本的に賛成です。ただ、年金制度は側面的な支援でいいのではないかと思っています。倉田先生にお聞きしたいのですが、その制度自体は実際に出生率の向上などに効果はあったのでしょうか。

(倉田) 非常に痛いところを突かれてしまいました。多分ご存じだとは思いますが、ドイツも日本と同じように出生率はなかなか回復しておりません。結果、フランスのように経済的支援よりは保育サービスのような現物給付を充実させた方が出生率の向上には効果が上がっているというのが一般的な見解かと思います。

(牛丸) ありがとうございます。ご意見でもご質問でもよろしいですが、せっかくの機会ですから、どなたかもうひとかた。

(玉木) 大妻女子大学短期大学部の玉木と申します。私の学生はまだ未成年が多いです。ただ、在学中に20歳になるので年金に加入するわけですが、永瀬先生がおっしゃったとおり、彼女らにしてみると半世紀先の受給になるわけです。非正規になる人たちの中にはいるわけなので、こういった人たちが年金に関心を持つようにしたい、少なくとも年金に背を向けたくないような気持ちを持たせたいと思うのですが、そうする上で何か有効なフレーズはないのでしょうか。

(牛丸) どなたかいかがでしょうか。

(倉田) 私が授業で学生に申し上げているのは障害になったときに困るよということだけです。

(永瀬) 私もそれを言っています。「障害になったときに困るから、とにかく手続きだけは絶対にしなさい。猶予とか免除とか、何でもいいけど、無視しているのは絶対に駄目です。実際に障がい者になったときには、そういうことはめったにないけれどもありがたいと思うので」と言うと、みんな結構「そうか」という感じの反応があります。

(玉木) 私も払わなくてもいいから入れと言うのです。他方で、年金制度があると、親を養わなくていいのだと。要するに、年金制度があるから親と同居しなくていいのだ。自分が払う保険料とは関係ないのですが、制度があることによって親と同居しなくていいというのが一つです。そうすると、みんな納得するようなどころがあるのですが、これはどうでしょうか。

(丸山) 「皆さんのおじいちゃんやおばあちゃんがお正月にお年玉をくれたりするのには年金制度があるおかげだよ」というようなことは、言っています。

(玉木) 自分の親が仕送りしていないけど、おじいちゃんおばあちゃんが生きているということは分かっているのだと思うのです。ですから、世代間の移転は見ているのです。制度の理解としてはそこが一番大事なところだと思うのです。ただ、どうしても個人にとって得か損かという狭い次元になってしまうと、どうしても障害にな

るかどうかというものになってしまうのですが、別に障害年金でなくても公的年金たり得るので、年金の本質ですよ。

(丸山) 長生きのリスクをきちんと見てくれることが大きいと私は言っています。

(永瀬) 私は、学生に自分の身近な方を含め年金について聞いてきてくださいとコメントカードを配布し、コピーし配布します。実にいろいろなケースがあるので、それを見たら少し身近になるという印象はあります。

閉会

(牛丸) 議論は尽きませんが、予定の時間になりました。本日は、先生方には貴重なご発言、ご意見を頂きまして、大変ありがとうございました。皆さんもそうでしょうけれども、司会を務めさせていただいた私も大変に勉強になりました。この「女性と年金」という問題は非常に重要なテーマでありますし、今後さらに深めてやっていかなければならない問題だと思います。年金制度は重要ですし、女性にとってその制度がよりいいものであるにはどういうふうにすればいいかを考えていかなければならないと思います。それを考えるために本日のシンポジウムは役に立ったのではないかと考えております。

以上をもちまして、本日のシンポジウム「女性と年金」を終了いたします。皆さま、本日は長時間にわたりお付き合いいただきまして、誠にありがとうございました。